

広島県告示第二百六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定によって平成二十四年三月に定めた特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画（島しょ部を除く地区）を変更し、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画（変更）（島しょ部を除く地区）を策定した。

なお、この計画書は、広島県環境県民局自然環境課及び各広島県農林水産事務所（農林事業所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦